

第1号訪問事業

訪問介護ステーションふれあい重要事項説明書

(有) おかだ

訪問介護ステーションふれあい

電話番号 0985-47-1162

FAX番号 0985-47-2551

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、訪問介護ステーション「ふれあい」の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを説明するものです。

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0985-47-1162 (月～土 8:00～17:30) 担当 内田 琴乃

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護ステーションふれあい
所在地	宮崎市大字浮田3313-1
サービスの種類・介護保険指定番号	第1号訪問事業 ・ 4570105447
サービスを提供する地域	宮崎市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名 (兼務)	0名	従事者及び業務の管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名 (兼務)	1名	第1号訪問事業計画書の作成、調整	1名以上
従事者	介護福祉士	1名	5名	第1号訪問事業サービス	2.5名以上
	1～2級修了者	0名	1名	第1号訪問事業サービス	0.5名
	家事援助スタッフ	0名	5名	第1号訪問事業サービス	1名以上

(3) 営業日および営業時間

毎週 月曜日から日曜日まで (年中無休)

午前8時00分から午後5時30分まで

上記営業時間のほか、電話等により24時間対応が可能な体制とする。

3 サービス内容

【①宮崎市介護予防型訪問サービス】

調理、食事、入浴、排せつ、更衣、移動などの支援、
居室の掃除、洗濯、調理、買い物などの支援など

【②宮崎市訪問型家事援助サービス】

居室の掃除、洗濯、調理、買い物、ベッドメイク、衣類の整理など

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は個人の負担率に応じます。
ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【①宮崎市介護予防型訪問サービス】

	週1回程度	週2回程度	週2回を超える程度
1月あたり	1,176単位	2,349単位	3,727単位

・介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数にサービス別加算率（訪問介護24.5%）を乗じた単位数で算定します。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

所定単位数にサービス別加算率（訪問介護22.4%）を乗じた単位数で算定します。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

所定単位数にサービス別加算率（訪問介護18.2%）を乗じた単位数で算定します。

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

所定単位数にサービス別加算率（訪問介護14.5%）を乗じた単位数で算定します。

・初回加算（200単位／1ヶ月）

指定訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算します。

・生活機能向上連携加算（Ⅱ）（200単位／1ヶ月）

訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する場合に算定します。

・生活機能向上連携加算（Ⅰ）（100単位／1ヶ月）

生活機能向上連携加算（Ⅱ）に加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、

①外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント、カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成する場合

②当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する場合に算定します。

【②宮崎市訪問型家事援助サービス】

	原則週1回	サービス提供時間
1回あたり	224単位	45分から1時間

・初回加算（200単位／1ヶ月） 利用者負担なし

(2) 料金の支払い方法

支払いは月締めで金融機関の指定口座より引落としにて支払いください。

(手数料は利用者負担となります)

(3) 交通費

交通費は、通常の実施地域を超えた地点から1 kmあたり110円とします。

また、通院等に必要な交通費については、介護予防訪問介護員に要するものを含めご負担いただきます。

5 サービスの利用方法と契約の解除について

(1) サービスの利用開始

ケアマネージャーによる居宅介護予防計画にて同意を得たうえで、当事業所と契約を結びサービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

ア サービス利用を終了したい場合、1週間前までに文書でお申し出ください。

イ 人員不足等こちらの事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了の1か月前までに文書で通知いたします。

ウ 次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設に入所した場合
- ・お亡くなりになった場合

エ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、あるいは利用者・ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で解約を申し出るにより即座にサービスを終了いたします。

・利用料金のお支払が、2か月以上遅延し催告したにもかかわらず支払われない場合、又は利用者・ご家族などが当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6 虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生又は再発を予防する為の委員会の開催・指針整備・研修会を実施します。

7 身体拘束防止の推進

利用者の人権擁護、身体拘束廃止等の観点から身体拘束の発生又は再発を予防する為の指針整備、研修会を実施します。

8 ハラスメント対策

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。また、ハラスメント防止のための研修を定期的に行います。

9 認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関して

従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ質の向上に努めます。

10 非常災害及び感染症対策

非常災害時及び感染症発生時の対応について、定期的に必要な訓練、研修、指針・計画書の整備、委員会の開催を行い、非常災害、感染症に対する対策をたてます。

11 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中における緊急時や事故発生時には、事前の打ち合わせにより主治医又は医療機関への連絡を行うほか、ご親族及び必要な救急機関等へ連絡し、医師の指示に従います。

また、事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めます。

サービス提供時以外の緊急時の連絡先等は以下の通りです。

また、事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めます。

- ① 緊急時連絡先 訪問介護ステーションふれあい (電話) 0985-47-1162

② 対応時間 常時連絡可能

緊急時連絡先		続柄		電話番号	
		続柄		電話番号	
かかりつけ医				電話番号	

12 サービス内容に関する苦情窓口

第1号訪問事業に関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出下さい。

相談窓口	訪問介護ステーションふれあい ・担当者 内田 琴乃 ・連絡先 電話 0985-47-1162
	宮崎県国民健康保険団体連合会 電話 0985-25-4901

第1号訪問事業の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業所

所在地
名称
説明者

宮崎市大字浮田3313番地1
訪問介護ステーションふれあい
氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者
住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

続柄 ()